

番号：170846

国名：ベトナム

担当：東南アジア・大洋州部 東南アジア三課

案件名：職業訓練機能強化事業追加調査（機械加工）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：機械加工
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年12月中旬から2018年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 0.63M/M、合計 1.48M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 12日 | 19日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@JICA.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型)) >業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.JICA.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年12月11日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点

| | |
|-------------------|---------|
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計100点) |

| | |
|----------|--------------|
| 類似業務 | 職業訓練に関する各種調査 |
| 対象国／類似地域 | ベトナム／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

(1) ベトナムにおける産業の発展と課題

ベトナムは、労働集約型の加工組み立て製造業をはじめとする外国直接投資誘致・輸出産業の好調を背景に目覚ましい経済発展を遂げてきた。他方、産業基盤はまだ脆弱で、製造業の中心は労働集約的な最終組み立て工場や低付加価値産品である。また、日系製造業企業の部品・原料の現地調達率もその他 ASEAN 諸国に劣後している。今後アセアン域内での競争激化は必至である一方、労働市場では賃金上昇圧力が顕在化しており、高成長・国際競争力を維持・強化していくためには、労働集約型の生産構造から脱却し、産業の高付加価値化を図ることが不可欠である。

(2) ベトナムにおける産業人材育成及び職業訓練分野の課題

ベトナムの労働人口は総人口の 63%を占め、豊富で低廉な若年労働力が、外国直接投資誘致にあたっての強みの一つとなっている。しかしながら、大学、職業訓練等で一定の訓練を受けた労働者は 30%強と低く、要因として職業訓練機関と産業界間とのニーズの認識不一致、指導員の経験・技能不足、施設・機材の不足、技能認定基準の不備が指摘されている。地場の中小企業・裾野産業の振興のためには、職業訓練機関の機能強化・制度整備による高等教育・職業訓練の量及び質的向上が不可欠である。

このような状況下、ベトナム政府の「職業訓練開発戦略(2011-2020)」では、①労働市場のニーズに合致した職業訓練の実施、②職業訓練の質を国際レベルまで向上、③高い技能を有する労働者の養成、④職業訓練内容の共通化という 4 本柱を設定して取組を進めることとした。また、2013 年 5 月には労働傷病兵社会省が 2020 年までに国際化を目指す職業訓練機関 40 校のリストを作成し、更にその中で当国の政策・戦略に合致する、重要度の高い機関として 13 校を選定したが、日越首脳会談の場で産業人材育成への支援が度々話題に上がる等、同分野への更なる支援が求められている。

JICAも産業人材育成(特に職業訓練)の分野において、専門家派遣・技術協力等を通じた機材整備・技能者及び指導者育成支援を行ってきたが、特定の分野や機関へ特化していた。そこで職業訓練機関全体の能力強化を目的とした円借款プロジェクト「職業訓練機能強化事業」形成のため、2014年から2015年にかけて協力準備調査を行ったが、その後の越側手続きに時間を要し、現時点に即した効果的な協力のあり方を検討するためには、右調査結果のアップデートが必要となっている。

7. 業務の内容

上述の円借款プロジェクト「職業訓練機能強化事業」協力準備調査実施後のベトナム側のニーズの変化を把握する。また、同調査報告書(2015年11月)の一部である機材リストのうち、「機械加工」について、更新・調達計画(機械の初期運転指導の計画策定を含む)のレビューを行った上で、ベトナム側予算に合わせて機材リストの見直し及び事業費の再積算を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

1) 国内準備期間(2017年12月中旬～2018年1月中旬)

① 円借款事業スコープのレビュー

既存の報告書(協力準備調査で作成した機材リスト等)のレビューを行い、金額・スペックを再確認する。また、資機材調達計画のレビューを行い、スペック・調達スケジュール等に関し、必要に応じて技術的助言を行う。

また、円借款事業の概略事業費については、以下に従って再積算を行う。

事業費項目

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)

キ. その他1(融資非適格項目)

a) 用地補償等

b) 関税・税金

c) 事業実施者の一般監理費

ク. その他2

a) 運営・維持管理費

b) 移転地整備にかかる費用

c) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

② 事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を円借款事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

なお積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009 年 3 月版)を参照する。また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

- ア. 資金計画(資金調達計画、JICA 融資対象部分の支出計画)
- イ. 年別資金計画
- ウ. 内外貨区分
- エ. 税金の扱い
- オ. ベトナム側の負担部分について

2) 現地業務期間(2018 年 1 月下旬～2018 年 2 月上旬)

① JICA ベトナム事務所及び実施機関との協議・打合せ・報告に参加する。

国内準備、及び現地調査等で得られた結果をもとに協議等に参加し、必要に応じて技術的な助言・説明を行う。

② 円借款事業スコープの調整を行う。

機材リストの金額がベトナム政府の想定する金額を超過した場合、本調査のカウンターパートである MOLISA/DVET (Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs/Directorate of Vocational Education and Training) 及び JICA 調査団との協議・相談のうえ、想定金額内におさまるように、機材の数量またはスペックを変更したうえで再積算及び調達スケジュールの修正を行う。

さらに、新規調達機材の設置スペース確保は各機関で行うことになっており、JICA がその機材スペースの確保状況を再確認するため、必要に応じて技術的な助言を行う。

③ 運転初期操作指導

機材リストの調整、協議結果を受けての再積算にあたっては、機材の初期操作指導からメンテナンス等のアフターフォロー面など一貫したサポート体制も考慮し、日系及び現地代理店等の調査・検討を、案件実施機関等を通じて行い、機材費用に初期指導費用が適切に含まれているかも確認する。

④ 機材リストの最終化

ベトナム側及び JICA 調査団等との協議により調整した機材リスト(担当分野)の最終化を行う。

3) 帰国後整理期間(2018 年 2 月中旬～2018 年 3 月下旬)

① 担当分野の調査結果の全体成果・報告書(要約を含。和文)を作成する。

② 必要に応じて JICA と打合せを行い、調査結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ電子データをもって提出することとする。

尚、本業務における成果品は（２）とする。

- （１）ワークプラン
- （２）現地業務結果報告書

記載事項：担当部分に係る調査結果の全体成果（要約を含。なお、報告書には機材リスト（日英）、及び必要に応じて初期指導・運転指導等の提言（日英）を別添する）。尚、調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることとなるため、当該部分は報告書に含めず別途提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、「羽田、若しくは成田⇒ハノイ⇒羽田、若しくは成田」を標準とします。

- （２）直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2017年度直接人件費月額単価（上限）を適用します。

https://www.JICA.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

- （１）安全対策措置の遵守

現地作業に先立ち、業務従事者を外務省「たびレジ」に登録してください。現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在ベトナム日本大使館及びJICAベトナム事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこととします。また、在ベトナム日本大使館及びJICAベトナム事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。

- （２）業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

現地派遣期間は、2018年1月中旬～2月初旬のうち19日間程度を予定しています。JICAの調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を行う予定です。

- ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 運転指導計画 (専門家)
- ウ) 機材加工 (コンサルタント・本公示)
- エ) 電子・電気 (コンサルタント・別公示)

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
なし
- ウ) 車両借上げ
現地調査行程に対する移動車両の提供(JICA職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
あり
- カ) 執務スペースの提供
なし

(3)参考資料

①以下の資料をJICA東南アジア・大洋州部東南アジア三課(TEL:03-5226-9068)にて貸与します。

・「職業訓練機能強化事業」に係る協力準備調査報告書(2015年11月)

②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、以下の通りメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規定」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4)その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上